

【令和7年度版】

協働のまちづくりの概要

1. まちづくり推進組織の設立（区長会とまちづくり推進組織の役割）

自治会は、地域住民の親睦をはかり、絆を深めながら、互いに助け合い、豊かで住みよいまちづくりを目指して活動しています。

しかしながら、地域全体の課題解消や活性化のための活動は、長期的な事業展開が必要であり、役員の任期が短い区長会では、なかなか実施困難な面があります。こうした中で、区長会と両輪を成す形で、市内各地域にまちづくり推進組織が設立され、長期的なまちづくり活動を展開し、地域の課題解消や活性化を図っています。区長会とまちづくり推進組織が連携・協力することが住みよい地域づくりに必要不可欠です。

◆ 区長会、連合自治会

地域の生活環境の維持・向上と地域住民による相互扶助の提供

- ・ 地域内での日常的な助け合い
- ・ 地域行事（葬祭、祭りなど）の実施
- ・ 地域環境の維持や整備（集会所、ごみ集積所、防犯灯など）
- ・ 行政への要望事項の取りまとめ
- ・ 各種行政情報の周知（市広報誌配布など）

◆ 区長会・連合自治会の活動の問題点

- ① 多様な年間行事や行政への要望事項の取りまとめに追われ、新たな活動の展開が困難
- ② 役員の任期が短く、長期的な視点でのまちづくり活動が困難
- ③ 単位自治会の活動に追われ、地域全体でまとまった活動が困難

◆ まちづくり推進組織の設立

地域全体の課題解消と活性化のための活動

- ・ 防犯・防災に関する事業
- ・ 青少年育成に関する事業
- ・ 子育て支援に関する事業
- ・ 健康づくりに関する事業
- ・ 高齢者等の福祉に関する事業
- ・ 環境美化に関する事業
- ・ 男女共同参画に関する事業
- ・ 歴史・文化資源の保存に関する事業
- ・ まちづくり推進組織の強化に関する事業
- ・ 地域振興に関する事業
- ・ 人口減少対策・定住促進に関する事業

など



2. 市内のまちづくり推進組織

市内8地域のそれぞれに、自治会とは別に「まちづくり推進組織」が設立されています。まちづくり推進組織は、8地域の区長会と連携して、市からの交付金や区長会からの助成金などを財源として、地域の課題解消や活性化に取り組む住民ボランティアによる組織です。

◎ 市内のまちづくり推進組織

名 称	設立年月日
瑞浪地区まちづくり推進協議会	平成17年10月 2日
土岐地区まちづくり推進協議会	平成18年11月23日
明日の稲津を築くまちづくり推進協議会	平成10年 7月18日
釜戸町まちづくり推進協議会	平成11年 7月24日
大湫町コミュニティ推進協議会	昭和61年 2月25日
日吉町まちづくり推進協議会	平成12年 7月 2日
明世地区まちづくり推進協議会	平成16年12月 5日
陶町明日に向って街づくり推進協議会	昭和61年 8月 5日

3. 協働のまちづくり

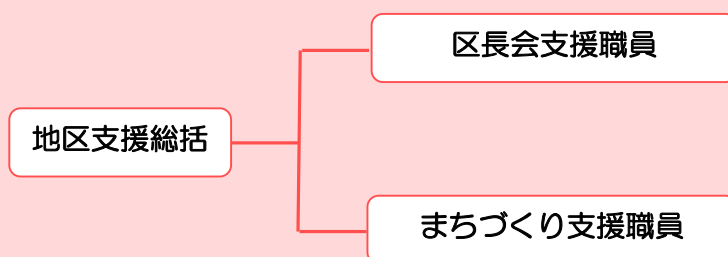
市は、まちづくり推進組織を自治会と同様に協働のまちづくりを進める重要な組織と捉え、区長会と同様、「夢づくり地域活動支援室」による人的な支援や「夢づくり地域交付金」による財政的な支援を行っています。

◆ 夢づくり地域活動支援室の設置（平成20年度～）

市は、市民と行政の協働のまちづくりを進めるため、地域ごとに担当職員を配置しています。職員は、「夢づくり地域活動支援室」職員として、「区長会支援職員」、「まちづくり支援職員」及びこれらを統括する「地区支援総括」の担当を担っています。また、全職員を「行政連絡支援職員」とし、各区長宅への市広報誌の配布や、担当地域の声（道路の陥没箇所の修復など）を市へ伝えるパイプ役として位置付けています。

※ 地区担当支援職員

各地区区長会及びまちづくり推進組織の事務補助や、行政との連絡調整を行います。



※ 行政連絡支援職員

市広報誌の配布のほか、地域のイベントなどにボランティアとして参加するなど、地域における市民の感覚や意見を直接肌で感じ、市民と行政のパイプ役になります。

◆ 夢づくり地域交付金制度の創設（平成20年度～）

まちづくり推進組織は、地域の課題解消や活性化に取り組む住民ボランティアによる組織であるため、その活動に対する財源が乏しい現状にあります。市は、地域が自ら考え、自ら行うまちづくりの活動を支援するため、まちづくり推進組織に対し「夢づくり地域交付金」を交付しています。

交付に際しては、夢づくり地域交付金等事業審査会を開催し、まちづくり推進組織から申請のあった事業に対し、交付金の交付対象に相応しい事業であるかを審査した上で交付するものとしています。

◎ 近年の交付決定事業数

	通常事業	ステップアップ事業
平成29年度	8地区 全34事業	—
平成30年度	8地区 全33事業	1地区1事業
令和元年度	8地区 全38事業	1地区1事業
令和2年度	8地区 全34事業	1地区1事業
令和3年度	8地区 全34事業	1地区1事業
令和4年度	8地区 全34事業	1地区1事業
令和5年度	8地区 全37事業	1地区1事業

◎ 夢づくり地域交付金制度の概要

夢づくり地域交付金			
支援内容	地域が自ら考え、自ら行うまちづくりの活動を支援するため、地区まちづくり推進組織に対し交付金（夢づくり地域交付金）を交付する。		
	交付対象団体	各地区（町）まちづくり推進組織	
	事業メニュー	通常事業	ステップアップ事業
	交付対象事業	ア防犯・防災に関する事業 イ青少年育成に関する事業 ウ子育て支援に関する事業 エ健康づくりに関する事業 オ高齢者等の福祉に関する事業 カ環境美化に関する事業 キ男女共同参画に関する事業 ク歴史・文化資源の保存に関する事業 ケまちづくり推進組織の強化に関する事業 コ地域振興に関する事業 サ人口減少対策・定住促進に関する事業 など	地域の活性化や課題解消のために効果の高い事業で、一時的に多大な事業費が必要となる事業または地域が継続的に実施する通常事業をさらにステップアップさせる事業 ※平成23年度より実施 ※1地区1事業以内 ※同一（関連）事業は1年度の期間を経過したのち申請可能（最大3回）
	交付金予算額	1,000万円（年間）	300万円（年間）
	交付金算出方法	均等割：50% 人口割：50% で得られた交付金額を限度として各地区へ配分	交付申請した地区の中から、審査（点数評価）により交付金事業を決定する。1事業あたり300万円以内。

4. まちづくりのルール（概要ちらし参照）

市は、第6次総合計画における市の将来都市像「幸せ実感都市みずなみ～共に暮らし共に育ち 共に創る～」の達成に向けた協働のまちづくりを展開していくため、平成27年7月1日より、自治基本条例「瑞浪市まちづくり基本条例」を施行しました。この条例は、5つのまちづくりの基本原則（市民主役、市民参加、協働、情報共有、効率性）のもと、市民、議会、行政の役割と責務を明確にした“まちづくりのルールブック”というべきものです。

◆ 瑞浪市の条例の主な特徴

◆ 自治会、まちづくり推進組織の位置付け（条文一部抜粋）

（自治会）

第7条 市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。

（まちづくり推進組織）

第8条 （略）、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。

◆ 子ども、若者の責務（条文一部抜粋）

（子ども及び若者）

第9条 子ども（市民のうち、18歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

2 若者（市民のうち18歳以上30歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。

3 市は、子ども及び若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。

◆ 実効性の確保（条文一部抜粋）

（市民まちづくり会議の設置）

第20条 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置し、毎年開催することとします。

2 市民まちづくり会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、まちづくりに関する施策等について答申するほか、これらについて提言することができます。

5. 新たなまちづくりの導入（平成27年度～）

◆ 夢づくり市民活動補助金制度の創設

まちづくり推進組織の活動に対し人的支援（夢づくり地域活動支援室）、財政的支援（夢づくり地域交付金）による協働のまちづくりが展開される中、広く公益的な活動を行う市民活動団体に対する財政的支援として、地域を限定しない公募型の補助金制度として、「夢づくり市民活動補助金制度」を新たに創設しました。これにより、市民と行政のまちづくりの進展と市民活動団体の一層の活性化が図られるものと考えます。

交付に際しては、夢づくり地域交付金等事業審査会を開催し、市民活動団体から申請のあった事業に対し、補助金の交付対象に相應しい事業であるかを審査した上で交付するものとしています。

◎ 交付決定事業数

平成30年度	6団体 全6事業
令和元年度	5団体 全5事業
令和2年度	3団体 全3事業
令和3年度	3団体 全3事業
令和4年度	2団体 全2事業
令和5年度	3団体 全3事業

◆ 市民活動補償制度の創設

瑞浪市では、多くの方が自治会、まちづくり推進組織、その他の団体として様々な市民活動を行っています。これらの活動には十分な安全対策が必要とされていますが、不幸にして予期せぬ偶発的な事故が起こらないとも限りません。

市は、市民の皆さんが安心して市民活動を行えるよう、活動拠点が市内にある団体等の公益（ボランティア）活動中に起きた事故に対し、傷害事故や賠償責任事故を補償する「市民活動補償制度」を創設しました。

◎ 補償の内容

保険の種類		補償内容
傷害補償	死亡	500万円（事故の日から180日以内に死亡）
	後遺障害	15万円～500万円（事故の日から180日以内に後遺障害）
	入院	1日3,000円（事故の日から180日を限度）
	手術	1回の手術に限り、手術の種類に応じて保険約款に定める額 ※ 入院補償が支払われる場合のみ

	通院	1日2,000円（事故の日から180日以内で実日数90日を限度）
保険の種類		補償内容
賠償責任補償	対人賠償	1億円（1人につき）、5億円（1事故につき）
	対物賠償	500万円（1事故につき）
	保管者賠償	500万円（1事故につき）
	業務外個人 行為事故補償	2億円（1事故）

保険の種類		補償内容	
		・熱中症（熱射病、日射病） ・細菌性食中毒 ・ウィルス性食中毒	・急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患 ・くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患 ・その他の疾病死亡の見舞金
特定疾病補償	死亡	300万円	50万円（1人につき）
	後遺障害	9万円～300万円	なし
	入院	1日3,000円	なし
	通院	1日2,000円	なし

◆ 市内高等学校、大学との域学連携

子ども、若者は地域社会の一員であり、まちづくりの主体としての自覚を早い段階から育てていくことが、持続可能な地域社会をつくることにつながります。また、選挙権の引き下げに伴い、若者も社会の一員として社会に参加していく仕組みづくりが求められています。

そのため、市は市内の大学、高等学校との連携を更に強め、さまざまな方面で協力し合えるよう域学連携協定を結びました。これにより、学校や生徒に対する教育面での効果だけでなく、地域の課題解消や活性化につながることも期待しています。

◆ 域学連携協定の概要

（目的）

第1条 この協定は、市と大学（高等学校）が包括的な連携のもとに、教育、文化、産業、福祉等の分野で相互に協力し、協働のまちづくりを推進するとともに、大学（高等学校）における教育及び優れた人材の育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 市と高等学校は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に必要な支援と協力を行う。

- (1) 教育及び人材育成に関すること
- (2) 地域の活性化に関すること
- (3) 産業の振興に関すること
- (4) 地域文化の振興に関すること
- (5) 福祉の推進に関すること
- (6) 地域の安全に関すること
- (7) その他必要と認められる事項

◆ 域学連携推進事業交付金

瑞浪市との連携推進協定を締結した、中京学院大学、中部大学、岐阜大学、瑞浪高校、中京高校、麗澤瑞浪高校の学生が、地域の活性化・課題解消のために、地域と一緒にあって取り組む活動に対して交付金を交付する域学連携推進交付金を令和2年度より、新設しました。

これは、若者がその感性や行動力を生かし地域と関わっていくことが、これからの地域の課題解消及び活性化に寄与するものとするためです。

交付金の種類	交付金額
調査研究活動	5万円まで
実践活動	20万円まで

6. 地域への人的支援の拡充（平成28年度～）

◆ 集落支援員制度の導入

集落支援員制度は、今後ますます進んでいくと予想される人口減少・高齢化に対応するため、総務省が平成20年に創設したものです。自治体が委嘱した集落支援員が地域を巡回するなどし、行政及び地域住民と連携しながら地域の維持・活性化を図っていくことを目的としています。

瑞浪市は、これまで進めてきた協働のまちづくりを一層進展させるため、地域への人的支援を拡充するものとして、平成28年度より本制度を導入しました。集落支援員は主に、区長会やまちづくり推進組織の運営・活動支援の役割を果たす者としします。なお、住み良い地域づくりのため、地域の実情に応じ、幅広い役割を果たす者として活躍していくことを期待しています。

◆ 瑞浪市集落支援員の職務（条文一部抜粋）

（職務）

第3条 支援員は、市及び地域住民と連携して、次に掲げる業務のうち、地域の実情に応じ、必要なものを行う。

- （１） 区長会及びまちづくり推進組織の運営支援に関すること
- （２） 地域の課題解消及び活性化に関すること
- （３） 地域の状況の把握及び課題の整理に関すること
- （４） その他市長が必要と認めること

◆ 瑞浪市の協働のまちづくり概要図 ◆

